

保 護 者 様

芦屋学園中学校・高等学校
校長 河村 繁

感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法により、生徒が特定の感染症に罹患した場合、本人の休養と他人への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることとなっています。

お子様が下記の感染症と診断された場合は、ご家庭でゆっくり休養させてください。主治医の指導に従い、出席停止期間は登校を控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、医療機関受診の際に、下段の「出席停止証明書」にご記入いただきまして、学級担任にご提出ください。

◆ 学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の基準（「 」内が基準）

第1種 : SARS、エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスなど・・・「治癒するまで」

第2種 : インフルエンザ・・・「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」

麻疹（はしか）・・・「解熱後3日を経過するまで」

流行性耳下腺炎・・・「耳下腺の腫れが発現した後、5日を経過するまで」

百日咳・・・「特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌剤による治療が終了するまで」

風疹（三日ばしか）・・・「発疹が消失するまで」

水痘（水ぼうそう）・・・「すべての発疹が、かさぶたになるまで」

咽頭結膜炎（プール熱）・・・「主要症状が消退した後、2日を経過するまで」

結核・・・「伝染のおそれが無くなるまで」

第3種 : 腸管出血性大腸菌感染症（O157）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症

・・・「医師において伝染のおそれが無いと認められたとき」

.....

医 療 機 関 様

芦屋学園中学校・高等学校
校長 河村 繁

平素は学校教育推進に、ご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、学校で予防すべき感染症と診断された生徒には、本人の休養とともに流行・蔓延を防ぐために、自宅安静の指導をいたしております。この場合、医療機関の証明書があれば出席停止扱いとなります。

ご多忙中お手数ですが、下記の出席停止証明書にご記入いただき、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

出 席 停 止 証 明 書

芦屋学園 中学校・高等学校 年 組 氏名（ ）

病 名 （ ）

出席停止期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

平成 年 月 日 医療機関名（ ）